

ドローンやパラグライダー等の 飛行禁止について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関係施設及び
周辺地域の上空においては、法律^(※1)によりドローンやパラグライダー等
の飛行が原則禁止^(※2)されますので、ご協力をお願いします。

- ※1 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法
- ※2 対象大会関係施設、禁止期間等は、文部科学大臣から告示されます。

東京港



江の島セーリング会場

釣ヶ崎サーフィン会場



第三管区海上保安本部HP



第三管区海上保安本部

電話 045-211-1118 (内線 2621、2630)